

果樹災害未然防止支援事業実施要領

令和2年4月9日決裁

令和2年6月5日一部改正

令和3年3月30日一部改正

令和4年3月18日一部改正

令和7年3月27日一部改正

第1 趣旨

果樹栽培は収穫までの栽培期間が長く、降雹等の災害で被害を受けることがあるため、生産の安定化と品質向上に必要な多目的防災網の設置を支援し、本県果樹の生産振興を図るものである。

第2 事業内容及び事業実施主体等

事業内容及び事業実施主体及び事業取組主体、採択要件等については別表1に定めるとおりとする。

第3 事業実施等の手続

1 応募方法

- (1) 事業取組主体は、様式第1号により実施要望を作成し、事業実施主体の長に提出する。
- (2) 事業実施主体は(1)の実施要望を取りまとめ、様式第2号により産地の事業要望を作成し、知事に提出する。
- (3) 本事業実施に当たり、事業実施主体は関係する市町村及び農業協同組合と相互に連携を図る。

2 事業実施計画の承認

- (1) 事業実施主体は、様式第3号により事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、申請のあった事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。

3 実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、2に準じて知事の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業取組主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減

4 予算の配分

- (1) 知事は、1により提出のあった実施要望について、別表2、別表3に基づき予算を配分し、その結果を通知するものとする。
- (2) 3により事業実施計画の変更があった場合、知事は(1)による予算の配分を変更又は取り消すことができるものとする。

5 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、様式第4号の交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

第4 助成

この事業の実施に要する経費について別表1に定めるところにより助成するものとする。

第5 事業報告

1 実施状況報告等

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末までに事業の実施状況を様式第5号により、知事に提出するものとする。

2 事業の遂行状況の報告

知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告を求めることができるものとする。

第6 書類の経由

事業実施主体が知事に提出する書類の提出先は、所轄の農林振興センターに提出する。

第7 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

事業内容	多目的防災網の整備
事業実施主体	市町村、農業協同組合
事業取組主体	認定農業者 ^{※1} 、認定新規就農者、農業者の組織する団体 ^{※2}
対象作物	日本なし、ぶどう、ブルーベリー（ベリー類）、すもも、りんご、キウイフルーツ、もも、西洋なし
採択要件	以下の要件を全て満たすこと。 1 埼玉県果樹農業振興計画に定めた目標達成に向けた取組であること。 2 果樹産地構造改革計画に定められた目標達成に向けた取組であること。 ※3 3 事業対象果樹について農業保険法に基づく果樹共済、園芸施設共（多目的防災網）、収入保険のいずれかに加入していること。又は、事業実施翌年度までに確実に加入する意向が確認されていること。 4 新規の設置を原則とし、張り替えの場合は以下のいずれかの機能向上を図ること。 ① 防電網の網目を既存のものより小さくする。 ② 防電網を既存のものから軽量化する。（網の分割を含む） ③ 網の設置に係る足場を新規に設置する。
成果目標	対象作物について以下の成果目標を定めること。 ① 栽培面積の拡大 ② 省力化樹形の導入 ③ 優良品種への更新（日本なしの場合）
補助対象経費	多目的防災網の設置に必要な資材費
補助率	4分の1以内
その他	1 県は事業実施主体及び事業取組主体に対して栽培・経営等に関するデータの提供を求めることができるものとする。 2 実施事業の概要について、県ホームページへの掲載等により公表する場合がある。 3 事業実施主体及び事業取組主体は、視察の受入れや研修会等により取組内容の周知に努めるものとする。

※1 見込み含む。（事業実施年度に認定されること）

※2 「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営、会計についての団体の規約及び施設の利用に関する規程等が定められている、3戸以上の者で構成する組織をいう。

※3 見込み含む。（事業実施年度に承認されること）

別表 2 予算配分

1 優先する果樹	日本なし
2 ポイント計算	別表 3 (1) に基づき、事業要望における事業取組主体の取組内容によりポイントを計算する。 また、(2) に基づき、産地の取組内容によりポイントを加算する。
3 予算の配分	1, 2 により上位の取組から予算を配分する。ただし、事業要望が予算の範囲を超える場合、1 事業取組主体当たり配分額の上限を設ける場合がある。

別表 3

(1) 事業取組主体の取組内容 ポイント計算基準

項目	ポイント計算基準	ポイント数
ア 多目的防災網の新設	新たに多目的防災網を設置する	4
イ 栽培面積の拡大	(栽培面積) 10%以上の拡大	3
	5%以上10%未満の拡大	2
ウ 省力化樹形の導入	(省力化樹形の導入面積) 10%以上の増加	3
	5%以上10%未満の増加	2
エ 優良品種への更新 (日本なしの場合)	(優良品種への更新面積) 経営面積の10%以上の更新	3
	経営面積の5%以上10%未満の更新	2
オ GAPの取得	S-GAP等のGAP認証を取得している場合	2
カ 青年農業者の取組	45歳未満の基幹的農業従事者がいる	2

※ イ～エは、事業実施年度の前々年度から事業実施年度まで3年間の取組とする。

※ カの基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者。その他の仕事や家事等が主の者は対象外。

※ エの優良品種とは、幸水、彩玉、あきづき、甘太とする。

※ オは、見込みを含む。（事業実施年度に取得すること）

(2) 産地の取組内容 ポイント計算基準

項目	成果目標基準及びポイント	ポイント数
省力化樹形導入による 団地化の取組	新たに省力化樹形による団地化の具体的な計画を策定	
	(団地化予定面積) 2ha以上	2
	1ha以上～2ha未満	1
後継者育成の取組 (ヘルパー養成等含む)	後継者育成に向けた技術習得研修を実施	1
既存果樹園の後継者への 斡旋の実施	リタイアする生産者の園を後継者へ斡旋する	1